

玉名市

第6期障がい福祉計画

第2期障がい児福祉計画

概要版



令和3年3月

玉名市

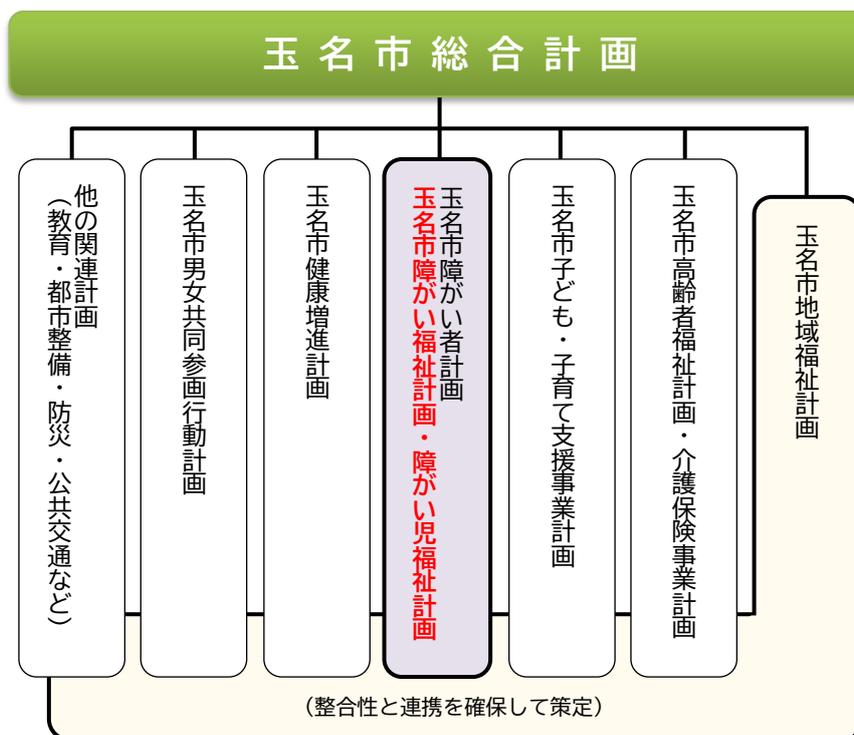
計画策定の趣旨

玉名市では、玉名市総合計画の中で「人と自然が輝き やさしさと笑顔にあふれるまち玉名」を掲げており、この将来都市像を実現するために「健康で安心な 福祉づくり」を基本目標の一つとして掲げ、日々環境整備に努めています。

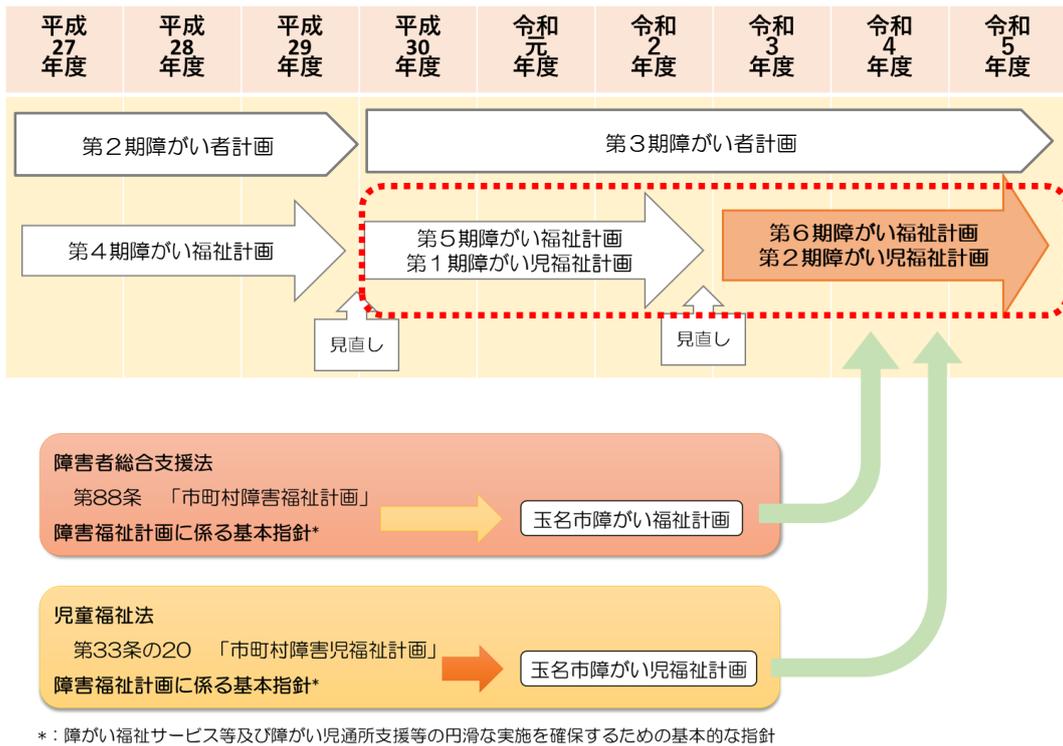
令和2年度を以って第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画の期間が終了することから、国・県の動向、玉名市におけるこれまでの計画の数値目標に対する進捗状況や各年度における障がい福祉サービス利用の状況等を踏まえ、令和5年度を最終目標年次とした具体的な数値目標や各年度における障がい福祉サービス等の見込量を設定し、本市における障がい福祉施策の一層の充実を図るために「第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」を策定しました。

計画の位置づけと計画期間

障がい福祉計画では、障がい福祉サービスの提供体制の確保・業務の円滑な実施に関する計画を定め、障がい児福祉計画では、障がい児通所支援及び障がい児相談支援の提供体制の確保・業務の円滑な実施に関する計画を定めます。



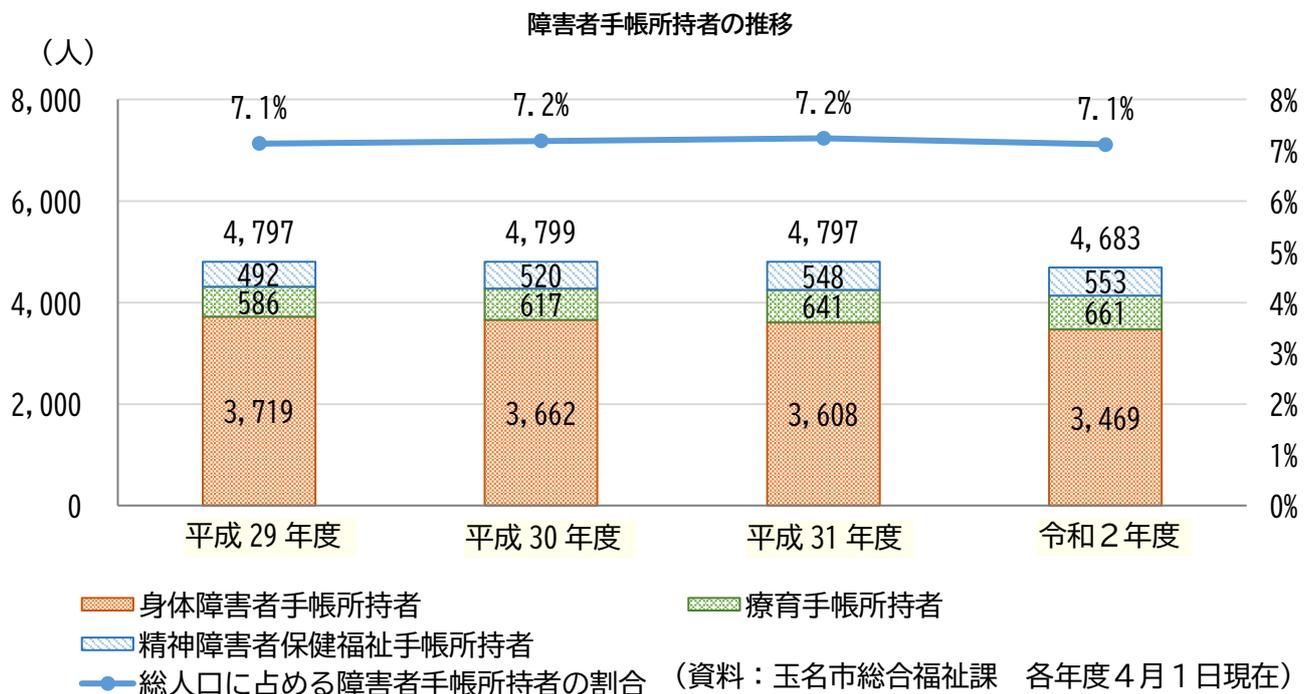
本計画の計画期間は、国の基本指針に基づき、令和3年度から令和5年度までの3年間です。



3

障がい者数の推移

本市の障害者手帳所持者は、令和2年4月1日現在 4,683 人であり、近年はわずかに減少傾向となっているものの、総人口に占める割合で見ると7%台でほぼ横ばいとなっています。また、各障害者手帳所持者については、身体障害者手帳所持者は減少、療育手帳所持者及び精神障害者保健福祉手帳所持者は増加しています。



国の基本指針に基づき、障がい者や障がい児の自立支援の観点から、令和5（2023）年度を目標年度として次の項目について成果目標を設定しています。

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

成果目標	令和5（2023）年度目標
地域生活移行者数	8人

● 令和元（2019）年度末時点の施設入所者（118人）の6.8%にあたる8人を、福祉施設から地域生活への移行者数として設定します。

障がい者の地域生活移行については、地域社会の理解が欠かせないものであることから、障がい者理解の促進、啓発に努めます。

2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

成果目標	令和5（2023）年度目標
保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数	6回/各年度

● 有明圏域の保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するため、協議の場を各年度6回設けます。

3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

成果目標	令和5（2023）年度目標
地域生活支援拠点等の整備	1箇所（設置済） 圏域対応

● 障がいのある方やその家族が地域で安心して生活するために、障がいの重度化、高齢化や「親亡き後」を見据え、有明圏域において地域生活支援拠点等の整備を行いました。

令和2年5月から運用を開始しており、引き続き地域の意向・課題に応えられるように、必要な機能の水準や充足を継続的に検証・検討していきます。

4 福祉施設から一般就労への移行等

成果目標	令和5（2023）年度目標
一般就労移行者数	12人
就労定着支援事業利用者数	一般就労移行者のうち70%

● 令和元（2019）年度末時点の一般就労移行者数（8人）の1.5倍にあたる12人を、福祉施設から一般就労への移行者数として設定します。

● 一般就労移行者のうち、就労定着支援事業を利用する割合が70%以上となることを目標とします。

玉名市では、今後も就労定着支援事業を促進し、障がいのある方の一般就労への移行を支援します。

5

障がい児に対する重層的な地域支援体制の構築

成果目標	令和5（2023）年度 目標	
児童発達支援センター の設置	1箇所 (設置済)	<ul style="list-style-type: none"> ● 有明圏域では国や県から支援を受けた児童発達支援センターが1箇所設置済です。地域における中核的な支援施設として位置付け、障がい児通所支援等を実施する事業所と緊密な連携を図り、あわせて地域支援機能を強化することにより、障がい児の地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進しています。 ● 玉名市では1事業所にて保育所等訪問支援が行われています。今後も保育所等を訪問し、障がい児が集団生活に適應するための専門的な支援体制の推進を図ります。 ● 玉名市では重症心身障がい児の支援については、1箇所の児童発達支援事業所、また、2箇所の放課後等デイサービスにおいて支援が行われています。身近な地域にある各事業所を利用できるように今後も支援体制の充実を図っていきます。 ● 玉名市では医療ケア児が必要な支援を受けられるように、3名の医療的ケア児等コーディネーターが支援の調整を行っています。今後、有明圏域において保健、医療、福祉、保育、教育等の関係機関による協議の場を設け、連携体制を図っていきます。
保育所等訪問支援 事業の実施	1箇所 (設置済)	
重症心身障がい児 を支援する児童発達 支援事業所及び 放課後等デイサー ビス事業所の確保	児童発達支援事業所 1箇所 放課後等デイサー ビス事業所 2箇所 (設置済)	
医療的ケア児支援 のための関係機関 の協議の場の設置	協議会設置 圏域にて対応	
医療的ケア児に関 するコーディネー ターを配置	3人 (設置済)	

6

相談支援体制の充実・強化

成果目標	令和5（2023）年度 目標	
相談支援体制の充実・ 強化等	協議会 圏域にて対応	<ul style="list-style-type: none"> ● 玉名市では、本計画期間中に、有明圏域で基幹相談支援センターの設置に向けて協議を始める予定です。基幹相談支援センターの設置を以って、相談支援拠点としての機能を果たすことを目指しています。

7

障がい福祉サービス等の質の向上

成果目標	令和5（2023）年度 目標	
障がい福祉サービス等 に係る各種研修の活用 (関連市町村との会議の 回数)	2回/各年度	<ul style="list-style-type: none"> ● 指導監査結果を関連市町村（広域）と共有するための会議の回数を、各年度2回と設定します。障がい福祉サービスを受ける方の満足度を高めるため、各サービスの見直しやサービス提供者への研修充実への取り組みを行い、障がい福祉サービスの質の向上を目指し、サービスの提供体制の充実を図ります。

訪問系サービス

居宅介護
(ホームヘルプ)

・居宅において、入浴、排泄及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を行うサービスです。

重度訪問介護

・重度の肢体不自由者または重度の知的や精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者であって、居宅において入浴、排泄及び食事等の介護、調理等の家事並びに生活等に関する相談及びその他の生活全般にわたる援助や外出時における移動中の介護を総合的に行うサービスです。

同行援護

・視覚障がいにより、移動に著しい困難がある障がい者等の外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排泄、食事の介護など必要な援助を行うサービスです。

行動援護

・知的障がいまたは精神障がいによって行動上著しい困難を有し、常時介護を必要とする障がい者等について、行動する際の危険を回避するため、援護や外出時における移動中の介護、排泄及び食事等の介護など必要な援助を行うサービスです。

重度障がい者
等包括支援

・介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。

訪問系サービス		【計画値（見込み）】		
		令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度
居宅介護（ホームヘルプ）	利用者数（人/月）	125	131	137
	サービス量（延べ利用時間/月）	1,750	1,834	1,918
重度訪問介護	利用者数（人/月）	5	5	5
	サービス量（延べ利用時間/月）	520	520	520
同行援護	利用者数（人/月）	11	11	11
	サービス量（延べ利用時間/月）	132	132	132
行動援護	利用者数（人/月）	3	4	4
	サービス量（延べ利用時間/月）	54	72	72
重度障がい者等包括支援	利用者数（人/月）	0	0	0
	サービス量（延べ利用時間/月）	0	0	0

日中活動系サービス

生活介護

・常時介護を必要とする障がい者について、障がい者支援施設等で主として昼間において、入浴、排泄、食事の介護、創作的活動または生産活動の機会を提供するサービスです。

自立訓練
(機能訓練・
生活訓練)

・（機能訓練）社会的リハビリテーションの実施が必要な方が、地域生活を営む上で必要な身体機能の維持・回復等のために必要な支援を行うサービスです。
・（生活訓練）社会的リハビリテーションの実施が必要な知的障がい者・精神障がい者が、自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行うサービスです。

就労移行
支援

・就労を希望する障がい者に、生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行うサービスです。

就労継続
支援
(A型・B型)

・(A型：雇成型)雇用契約等に基づき就労、生産活動その他の活動の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行うサービスです。
・(B型：非雇成型)就労、生産活動その他の活動の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行うサービスです。

就労定着
支援

・一般就労した障がい者からの相談を通じて、生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を実施するサービスです。

療養介護

・病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする障がい者に対し、主として昼間において、病院等において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活の世話等を行うサービスです。

短期入所
(福祉型・医療型)

・(福祉型)自宅で介護する人が病気やレスパイトの場合等に、施設への入所を必要とする障がい者に対し、短期間の入所で、入浴、排泄及び食事の介護その他の必要な支援を行うサービスです。
・(医療型)自宅で介護する人が病気やレスパイトの場合等に、医療的ケアが必要な障がい者に対して、短期間、夜間も含めて入浴、排泄、食事の介護、医療的ケアの提供等を行うサービスです。

日中活動系サービス		【計画値(見込み)】		
		令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度
生活介護	利用者数(人/月)	217	227	237
	サービス量(延べ利用日数/月)	3,906	4,086	4,266
自立訓練(機能訓練)	利用者数(人/月)	1	2	2
	サービス量(延べ利用日数/月)	7	14	14
自立訓練(生活訓練)	利用者数(人/月)	5	5	5
	サービス量(延べ利用日数/月)	100	100	100
就労移行支援	利用者数(人/月)	8	9	10
	サービス量(延べ利用日数/月)	104	117	130
就労継続支援(A型)	利用者数(人/月)	98	102	105
	サービス量(延べ利用日数/月)	1,862	1,938	1,995
就労継続支援(B型)	利用者数(人/月)	142	153	165
	サービス量(延べ利用日数/月)	2,414	2,601	2,805
就労定着支援	利用者数(人/月)	2	3	3
療養介護	利用者数(人/月)	29	29	29
短期入所(福祉型)	利用者数(人/月)	28	30	32
	サービス量(延べ利用日数/月)	168	180	192
短期入所(医療型)	利用者数(人/月)	7	8	9
	サービス量(延べ利用日数/月)	49	56	63

居住系サービス

自立生活援助

・障がい者支援施設やグループホーム等を利用していた障がい者で一人暮らしを希望する者等に対し、一人暮らしに必要な生活力を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により日常生活における課題を把握し、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行うサービスです。

共同生活援助 (グループホーム)

・主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排泄または食事の介護その他の日常生活上の援助を行うサービスです。

施設入所支援

・施設に入所する障がい者に対し、主として夜間において、入浴、排泄または食事の介護、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援を行うサービスです。

居住系サービス		【計画値（見込み）】		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立生活援助	利用者数（人/月）	2	2	2
共同生活援助	利用者数（人/月）	103	106	110
施設入所支援	利用者数（人/月）	114	113	113

相談支援

計画相談支援

・障がい福祉サービス等を利用するためのサービス等利用計画の作成及び見直しをするための支援を行うサービスです。

地域移行支援

・入所している障がい者または入院している精神障がい者が地域生活に移行するための相談等の支援を行うサービスです。

地域定着支援

・居宅等で単身生活する障がい者が地域生活を継続していくための支援を行うサービスです。

相談支援		【計画値（見込み）】		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	利用者数（人/年）	610	615	625
地域移行支援	利用者数（人/年）	1	2	3
地域定着支援	利用者数（人/年）	1	1	1

障がい児通所支援

児童発達支援	・集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障がいのある児童について、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与及び集団生活への適応訓練等の支援を行うサービスです。
医療型児童発達支援	・上肢、下肢または体幹の機能の障がいのある児童について、医療型児童発達支援センター等において、児童発達支援及び治療を行うサービスです。
放課後等デイサービス	・就学している障がいのある児童・生徒について、授業の終了後または学校の休業日に、施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等の支援を行うサービスです。
保育所等訪問支援	・障がい児施設で指導経験のある児童指導員や保育士が、保育所などを訪問し、障がい児や保育所などのスタッフに対し、障がい児が集団生活に適応するための専門的な支援を行うサービスです。
居宅訪問型児童発達支援	・障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行うサービスです。

障がい児相談支援		【計画値（見込み）】		
		令和3年度	令和4年度	令和3年度
児童発達支援	利用者数（人/月）	44	52	60
	サービス量（延べ利用日数/月）	176	208	240
医療型児童発達支援	利用者数（人/月）	1	1	1
	サービス量（延べ利用日数/月）	4	4	4
放課後等デイサービス	利用者数（人/月）	172	181	190
	サービス量（延べ利用日数/月）	1,204	1,267	1,330
保育所等訪問支援	利用者数（人/月）	1	1	1
	サービス量（延べ利用日数/月）	1	1	1
居宅訪問型児童発達支援	利用者数（人/月）	1	1	1
	サービス量（延べ利用日数/月）	4	4	4

障がい児相談支援

障がい児相談支援	・障がいのある児童について、障がい福祉サービスを利用するため、児童の心身の状況や環境、児童またはその保護者のサービス利用についての意向等に基づいた障がい児支援利用計画の作成とサービスの利用状況の検証及び計画の見直し等を行うサービスです。
医療的ケア児のコーディネーター配置	・医療的ケア児が必要とする多分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的・包括的な支援の提供を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等を配置するサービスです。

障がい児相談支援		【計画値（見込み）】		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
障がい児相談支援	利用者数（人/年）	174	176	178
コーディネーター配置	配置数（人/年）	3	3	4

地域生活支援事業

理解促進研修・啓発事業	・障がいのある方が日常生活及び社会生活をする上で生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対して、障がいのある方に対する理解を深めるための研修会や啓発活動等を行います。
自発的活動支援事業	・障がいのある方、その家族、地域住民等が地域において自発的に行う活動を支援します。
障がい者相談支援事業	・障がい者（児）やその保護者、介護者等からの福祉に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、福祉サービスの利用援助等を支援するとともに、障がい福祉に係る関係機関が連携を図り、課題解決に向け協議を行うものです。
成年後見制度利用支援事業	・知的障がい・精神障がい者で判断が不十分な人について、障がい福祉サービスの利用契約の締結等が適切に行われるようにするため、成年後見の申立てに必要な経費や後見人等の報酬の全部または一部を助成します。
成年後見制度法人後見支援事業	・成年後見制度における後見等の業務を適切に行うことができる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障がいのある人の権利擁護を図ります。
意思疎通支援事業	・意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に、手話通訳等の方法により、障がい者与其他者との意思疎通を支援する手話通訳者等の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図ることを目的とする事業です。
日常生活用具給付事業	・障がい者等に対し、日常生活用具の給付等により、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資することを目的とした事業です。日常生活用具の給付等を行います。（介護・訓練支援用具、自立生活支援用具、在宅療養等支援用具、情報・意思疎通支援用具、排泄管理支援用具、居宅生活動作補助用具）
手話奉仕員養成研修事業	・手話で日常会話を行うのに必要な手話語い及び手話表現技術を習得するために手話奉仕員養成講座を開催する事業です。
移動支援事業	・屋外での移動が困難な障がい者等に対し、外出のための支援を行い、地域における自立生活や社会参加を促進する事業です。
地域活動支援センター機能強化事業	・創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する地域活動支援センターの機能を充実強化し支援を行う事業です。
訪問入浴サービス	・訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体障がい者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図るサービスです。
日中一時支援事業	・障がい者等の日中における活動の場を確保し、本人の活動支援や障がい者等の家族の就労支援、障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とした事業です。
自動車運転免許取得費助成事業・自動車改造費助成事業	・障がい者の自動車運転免許の取得に要する費用の一部を助成します。また、就労などの目的で、自己所有の自動車を運転するため、手ブレーキ・手動アクセル・ハンドルへ旋回装置などの取付け等の改造が必要となる場合に、改造経費の一部を助成します。

地域生活支援事業		【計画値（見込み）】		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
障がい者相談支援事業	実施か所数	4	4	4
成年後見制度利用支援事業	延べ件数（件/年）	2	2	2
意思疎通支援事業	手話通訳者派遣事業（延べ件数）	157	159	161
	手話通訳者設置事業（設置人数）	1	1	1
日常生活用具給付事業	介護・訓練支援用具（件/年）	10	10	10
	自立生活支援用具（件/年）	7	7	8
	在宅療養等支援用具（件/年）	8	8	8
	情報・意思疎通支援用具（件/年）	15	15	15
	排泄管理支援用具（件/年）	1,350	1,350	1,350
	居宅生活動作補助用具（住宅改修）（件/年）	1	1	1
手話奉仕員養成研修事業	受講者数（人/年）	16	19	21
移動支援事業	利用者数	20	20	20
	延べ時間数	960	960	960
地域活動支援センター機能強化事業	地域活動支援センターⅠ型（か所）	1	1	1
	地域活動支援センターⅡ型（か所）	1	1	1
	地域活動支援センターⅢ型（か所）	1	1	1
	地域活動支援センター機能強化事業（実施の有無）	有	有	有
訪問入浴サービス	利用者数	6	7	7
	延べ時間数	360	420	420
日中一時支援事業	利用者数	60	60	60
	延べ時間数	1,860	1,860	1,860
自動車運転免許取得費助成事業・自動車改造費助成事業	自動車運転免許取得助成（件/年）	2	2	2
	自動車改造費助成（件/年）	6	6	6

● 「障がい」表記について

本計画において、「害」の表記については、法令等の名称及び法令等で定められている用語等で漢字表記が使用されている場合、または各機関、団体等の固有名詞が漢字表記となっている場合を除き、原則、平仮名で記載しています。

● 有明圏域：玉名市、荒尾市、玉東町、長洲町、和水町、南関町

● 「有明圏域障がい者と共に生きる支援協議会」について

平成 18 年度に発足し、有明圏域の行政機関と関係機関等で構成され、「相談支援」をはじめとする関係機関のネットワーク構築や、広域的な障がい福祉サービスの充実を図れるよう、取り組みを行っています。



第6期玉名市障がい福祉計画
第2期玉名市障がい児福祉計画
【概要版】

発行年月 令和3年3月

編集・発行 玉名市 健康福祉部 総合福祉課

〒865-8501 熊本県玉名市岩崎163

TEL：0968-75-1121 / FAX：0968-73-2362
